

在沖米海兵隊のグアム移転について

平成 24 年 1 月
防 衛 省
グアム移転事業室

< 目 次 >

1. 在沖米海兵隊グアム移転に係る日米合意	2
在沖米海兵隊のグアム移転に係る合意	3
グアムの戦略的な位置	5
グアム移転に伴う施設・インフラ整備にかかる経費の内訳	6
2. 真水事業及びインフラ民活事業について	7
日本企業参入に際して懸念される米国の規制等(真水事業関連)	8
在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容	9
在沖米海兵隊のグアム移転に係る交換公文について(平成21年7月)	10
在沖米海兵隊のグアム移転に係る交換公文について(平成22年9月)	11
平成21年度～23年度の「真水」事業の内容	12
平成24年度予算案におけるグアム移転関連経費について	13
平成24年度予算案における「真水」事業の内容	14
インフラ民活事業について	15
2010・2011米会計年度国防予算におけるMILCON事業の内容	16
3. 家族住宅民活事業について	17
家族住宅民活事業(事業全体のイメージ)	18
家族住宅民活事業の検討状況	19
4. グアムにおける環境影響評価(EIS)手続について	22
米側によるEIS(環境影響評価書)手続の概要	23
グアム軍事計画に係る環境影響評価決定書の概要	24
(参考)駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	25

1. 在沖米海兵隊グアム移転に係る日米合意

在沖米海兵隊のグアム移転に係る合意(1)

(「再編の実施のための日米ロードマップ(2006.5.1)」より抜粋)

1 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(「日米安全保障協議委員会共同発表(2010.5.28)」より抜粋)

グアム移転

両政府は、2009年2月17日のグアム協定に従い、MEFの要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転が着実に実施されることを確認した。このグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての日本政府による具体的な進展にかかっている。米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するMEFの要員の部隊構成を検討する。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る合意(2)

(「日米安全保障協議委員会共同発表:在日米軍の再編の進展(2011.6.21)」より抜粋)

1. 沖縄における再編

(b) 沖縄における兵力削減及び第三海兵機動展開部隊(MEF)の要員のグアムへの移転

SCCの構成員たる閣僚は、西太平洋において米軍が地理的に分散し、運用面での抗堪性があり、かつ、政治的に持続可能な態勢を実現するための、より広範な戦略の一部として、MEFの要員約8000人及びその家族約9000人を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。

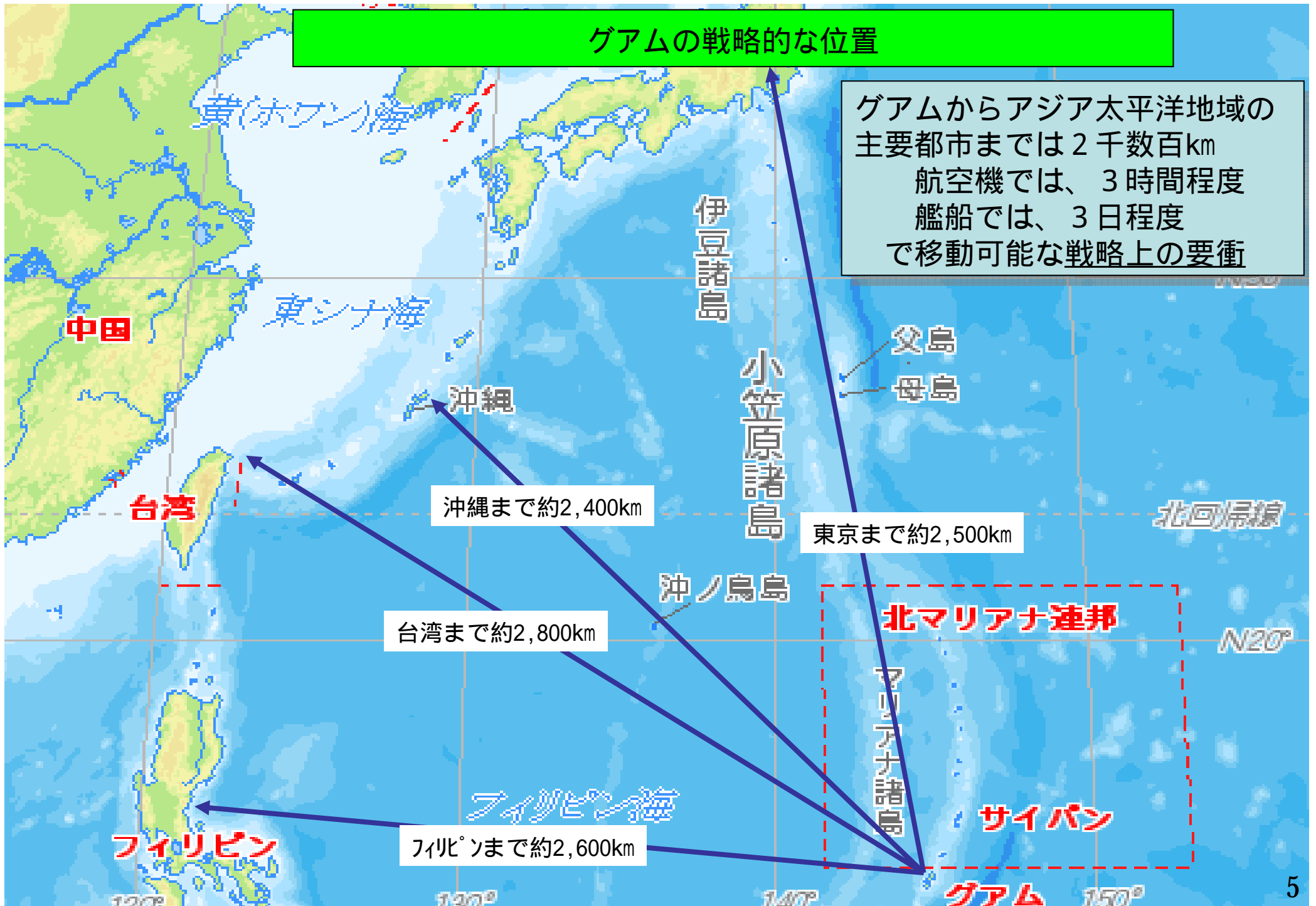
閣僚は、2009年2月17日のグアム協定の締結及び日米双方がとった財政措置を含むこれまでの具体的な進展に留意した。閣僚は、ロードマップ及びグアム協定の規定及び条件に従って移転を着実に実施するために必要な資金を確保するとのコミットメントを確認した。

米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留する MEFの要員の部隊構成を引き続き検討する。

(c) 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前に目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。

グアムの戦略的な位置

グアムからアジア太平洋地域の
主要都市までは2千数百km
航空機では、3時間程度
艦船では、3日程度
で移動可能な戦略上の要衝



グアム移転に伴う施設・インフラ整備にかかる経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の分担	司令部庁舎 教場 隊舎 学校等生活関連施設	財政支出 (真水)	28.0億ドル (上限)	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
	インフラ (電力、上下水道、廃棄物処理)	融資等	7.4億ドル (上限)	
計			60.9億ドル	
米国側の分担	ヘリ発着場 通信施設 訓練支援施設 整備補給施設 燃料・弾薬保管施設 などの基地施設	財政支出 (真水)	31.8億ドル	
	道路(高規格道路)	融資 又は真水	10.0億ドル	
	計			41.8億ドル
総 額			102.7億ドル	

- 1 事業内容については計画段階における見積りに基づくものであり、金額やスキームについては、今後変更があり得る。
- 2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。経費については、今後、さらに事務的に精査される。日本側の財政支出(真水)は、協定上、「合衆国の2008会計年度ドル」(当該年度におけるドルベースでの購買力を基準に換算した実質価格)で28億ドルを上限。インフラは、環境影響評価決定書において、「合衆国の2008会計年度ドル」で7.4億ドルを上限と明記。
- 3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。
- 4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。
- 5 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。
- 6 日米双方の財政支出(真水)は、基盤整備事業を含む。

2. 真水事業及びインフラ民活事業について

日本企業参入に際して懸念される米国の規制等(真水事業関連)

～日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第七回報告書～
(2008年7月5日)

概要

【米側措置】

6. (2) 日本からの直接の財政支援により米政府がグアムの米軍基地建設工事の入札を行う場合には、外国企業よりも米企業の入札価格を優遇する連邦調達規則補足が適用されないことを確認。

詳細

【米政府による規制改革及びその他の措置】

・政府調達

C. 米軍基地建設工事関連規制

米政府は、日本国政府の在沖米海兵隊のグアム移転に関する懸念を認識し、右に対する米政府の見解を以下のとおり説明した。

1. 現在、国防連邦調達規則補足(DFARS)では、太平洋及びクワジェリン環礁における米領土或いはペルシャ湾に接する諸国における米軍基地における建設工事に関する契約については、外国企業の入札価格が米企業の最低入札価格より20%低くない限り、米企業が受注すると規定している(DFARS 236.273)。同規定は、米国軍事建設歳出法に基づく軍事建設工事関係の調達について適用される。日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事や特別目的機関に対する融資等によって行われる建設工事は、米国軍事建設歳出法に基づく資金供与はされず、同規定の適用を受けない。
2. 現在、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事の額は、貿易協定法(Trade Agreement Act)の適用対象となる基準額(740万ドル)を超えることが見込まれる。米国産品の使用をコントラクターに義務付けるバイ・アメリカン法の規定は、貿易協定法の基準額以上の契約には適用されず、そのような建設工事はWTO政府調達協定の適用を受ける。このため、日本を含め、WTO政府調達協定の全ての加盟国の企業は、右建設工事の入札・契約において、米国企業と同等の条件を享受できる。
3. 米国製品搬入のための米国船籍の使用が義務付けられている法令について(DFARS247.572)、1904年貨物留保法は、国防省の全ての契約における物品の輸送を対象としている。このため、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事に関する物品も貨物留保法の適用を受ける。
4. 連邦調達規則(FAR 28.1)は、連邦政府の発注する工事に対する履行保証と支払い保証のため、受注業者に対して契約金額の100%を保証として積むことを義務付けている。これは内外無差別な規定であり、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事にも適用される。この点に関し、州、コロンビア特別区、準州若しくは領土の法律に基づき設立された法人、例えば、日本の保険会社の米国法人子会社等が発行する履行保証については、ボンド発行に関する米国財務基準に基づき、当局から認定されれば、有効である(31CFR223.5)。また、現金や米国債は、履行保証の付保に代わるものとして、認められている。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

前文

- 2006年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」の関連記述を再確認。

本文

日本側の資金拠出

- 我が国政府は、第三海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドル(米国の2008会計年度ドル)を限度とする資金の提供を行う。ただし、米国の資金拠出を条件とする(第1条、第9条1)。
- 我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。
 - (1) 資金の適正使用(第4条)
 - (2) グアム移転事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者の公正、公平かつ衡平な取扱い(第5条)
 - (3) 未使用残額・利子の返還(我が国実施当局の同意を条件として未使用残額・利子の使用は可)(第7条)
- 米国政府は、日米の専門家(防衛省及び米国防省)間での協議を通じて、日本国政府が真水事業の実施に適切な方法で関与することを確保する(第6条)
- 我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。我が国の資金が拠出された施設・インフラに重大な影響を与えるおそれがある変更が検討された場合、日米両政府は協議し、我が国の懸念を十分に考慮して、米国政府は適切な措置をとる(第8条)。

米側の措置

- 米国政府は、資金拠出を含む移転のために必要な措置をとる。ただし、米予算の範囲内、普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展があること、(民活事業を含む)日本の資金面での貢献を条件とする(第2条、第9条2)。

その他

- (グアムへの)移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、米国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する(第3条)。
- 日米両政府は、本協定の実施に関して相互に協議する(第10条)。

(注) 国際協力銀行(JBIC)による融資等で措置される家族住宅事業等のいわゆる民活事業は本協定の対象外。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る交換公文について(平成21年7月)

協定第1条2及び第7条1(a)に基づき、平成21年度における真水資金の額及び真水事業の個別の事業名等を定める別途の取極(交換公文)として、平成21年7月11日に書簡の交換を行った。

交換公文の内容

< 日本側書簡 >

日本国の平成21会計年度において予算に計上された真水資金の額は、3億3600万合衆国ドル。日本国政府は、自国の関係法令に従い、米国政府に対し、平成21年度において上記の額の資金の提供を行う。

各個別の事業に拠出される真水資金の額は、付表に定める。

【付表の内容】

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業(第一段階)	1億2480万合衆国ドル
アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業	2700万合衆国ドル
アブラ地区における基地内基盤整備事業	1億6910万合衆国ドル
設計事業(フィネガヤン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアブラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎及び診療所)	1510万合衆国ドル
合計	3億3600万合衆国ドル

< 米国側書簡 >

日本側書簡の提案が米国政府にとって受諾し得るものであること、日本側及び米国側書簡が両政府間の合意を構成するものとみなすこと並びにこの合意が米国側書簡の日付の日に効力を生ずるものとする旨規定。

(参考)協定関連条文(抜粋)

第1条2:日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第7条1(a):日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る交換公文について(平成22年9月)

協定第1条2及び第7条1(a)に基づき、平成22年度における真水資金の額及び真水事業の個別の事業名等を定める別途の取極(交換公文)として、平成22年9月14日に書簡の交換を行った。

交換公文の内容

< 日本側書簡 >

日本国の平成22会計年度において予算に計上された真水資金の額は、4億9780万合衆国ドル。日本国政府は、自国の関係法令に従い、米国政府に対し、平成22年度において上記の額の資金の提供を行う。

各個別の事業に拠出される真水資金の額は、付表に定める。

【付表の内容】

フィネガン地区における基地内基盤整備事業(第二段階)	3億 900万合衆国ドル
フィネガン地区における消防署の建設事業	2510万合衆国ドル
アブラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設事業	2480万合衆国ドル
アブラ地区における診療所の建設事業	9600万合衆国ドル
設計事業(フィネガン地区における基地管理庁舎、海兵後方群の司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎)	4290万合衆国ドル
合計	4億9780万合衆国ドル

< 米国側書簡 >

日本側書簡の提案が米国政府にとって受諾し得るものであること、日本側及び米国側書簡が両政府間の合意を構成するものとみなすこと並びにこの合意が米国側書簡の日付の日に効力を生ずるものとする旨規定。

(参考)協定関連条文(抜粋)

第1条2:日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第7条1(a):日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。

平成21年度～23年度の「真水」事業の内容

平成21年度 約346億円

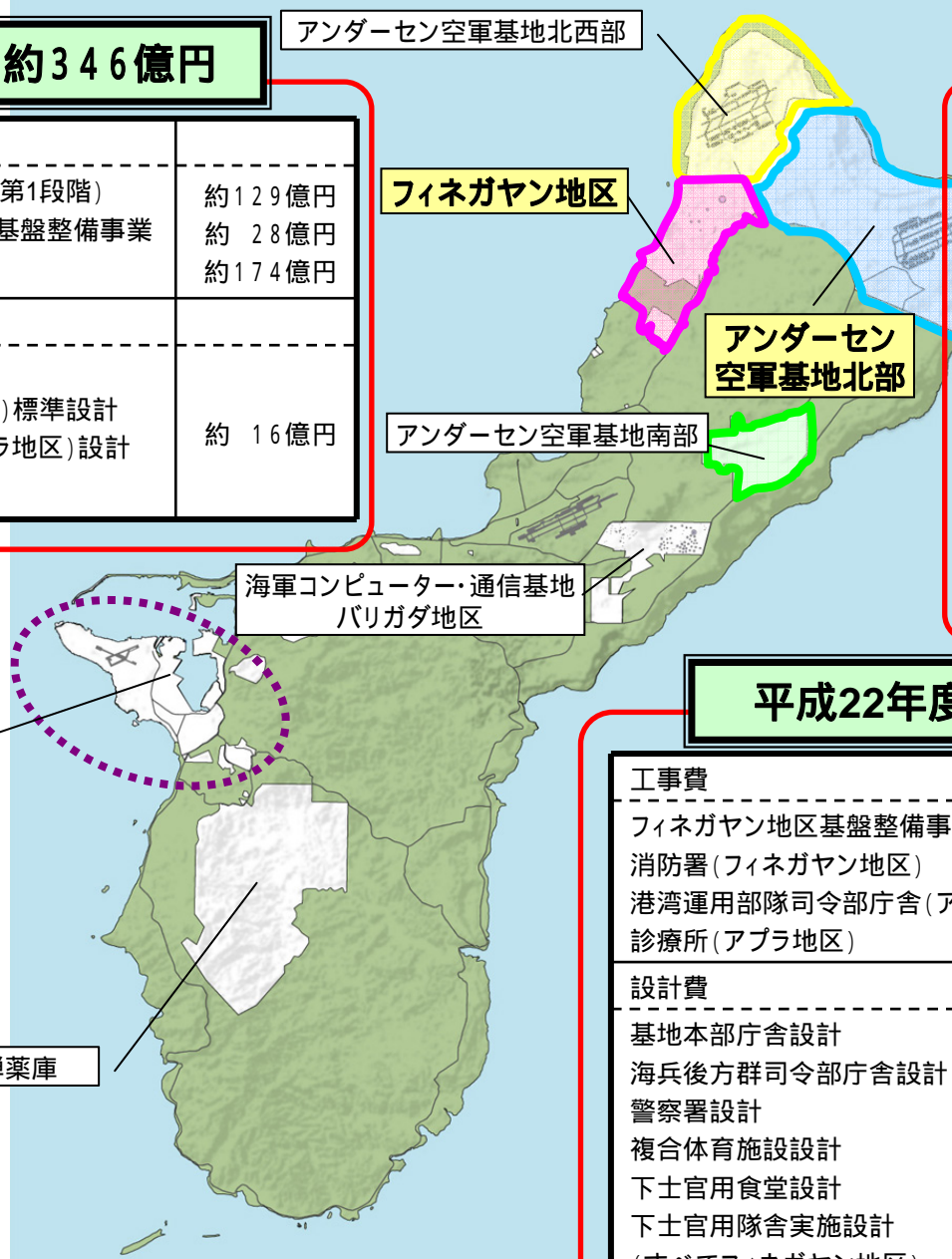
工事費	
フィネガヤン地区基盤整備事業(第1段階)	約129億円
アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業	約28億円
アブラ地区基盤整備事業	約174億円
設計費	
消防署(フィネガヤン地区)設計	約16億円
下士官用隊舎(フィネガヤン地区)標準設計	
港湾運用部隊司令部庁舎(アブラ地区)設計	
診療所(アブラ地区)設計	

平成23年度 約149億円

工事費	
基地本部庁舎(フィネガヤン地区)	約62億円
海兵後方群司令部庁舎(フィネガヤン地区)	約52億円
設計費	
第3海兵機動展開部隊司令部庁舎設計	約34億円
第7通信大隊庁舎設計	
将校用隊舎設計	
第3情報大隊庁舎設計	
診療所設計	
憲兵支援中隊・第3海兵機動展開部隊司令部群庁舎設計	
(すべてフィネガヤン地区)	

平成22年度 約468億円

工事費	
フィネガヤン地区基盤整備事業(第2段階)	約290億円
消防署(フィネガヤン地区)	約24億円
港湾運用部隊司令部庁舎(アブラ地区)	約23億円
診療所(アブラ地区)	約90億円
設計費	
基地本部庁舎設計	約40億円
海兵後方群司令部庁舎設計	
警察署設計	
複合体育施設設計	
下士官用食堂設計	
下士官用隊舎実施設計	
(すべてフィネガヤン地区)	



事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。計数は四捨五入により、符合しないことがある。

平成24年度予算案におけるグアム移転関連経費について

防衛省は、在沖米海兵隊のグアム移転関連経費として、平成24年度予算案に総額約88億円を計上。

1. 「真水」事業について

(注)「真水」事業とは、我が国の直接的な財政支援による司令部庁舎等の施設整備をいう。

< 設計費 >

下士官用隊舎実施設計(フィネガヤン地区)

計 約 7億円

約 7億円

2. 「インフラ」事業について

計数は四捨五入により、符合しないことがある。

下記事業にかかる米側に対する融資の原資として国際協力銀行(JBIC)への出資金を計上。

< 工事費 >

上水道整備(貯水槽)

電力整備 (北部及び南部地域115kV新設等)

計 約 67億円

約 15億円

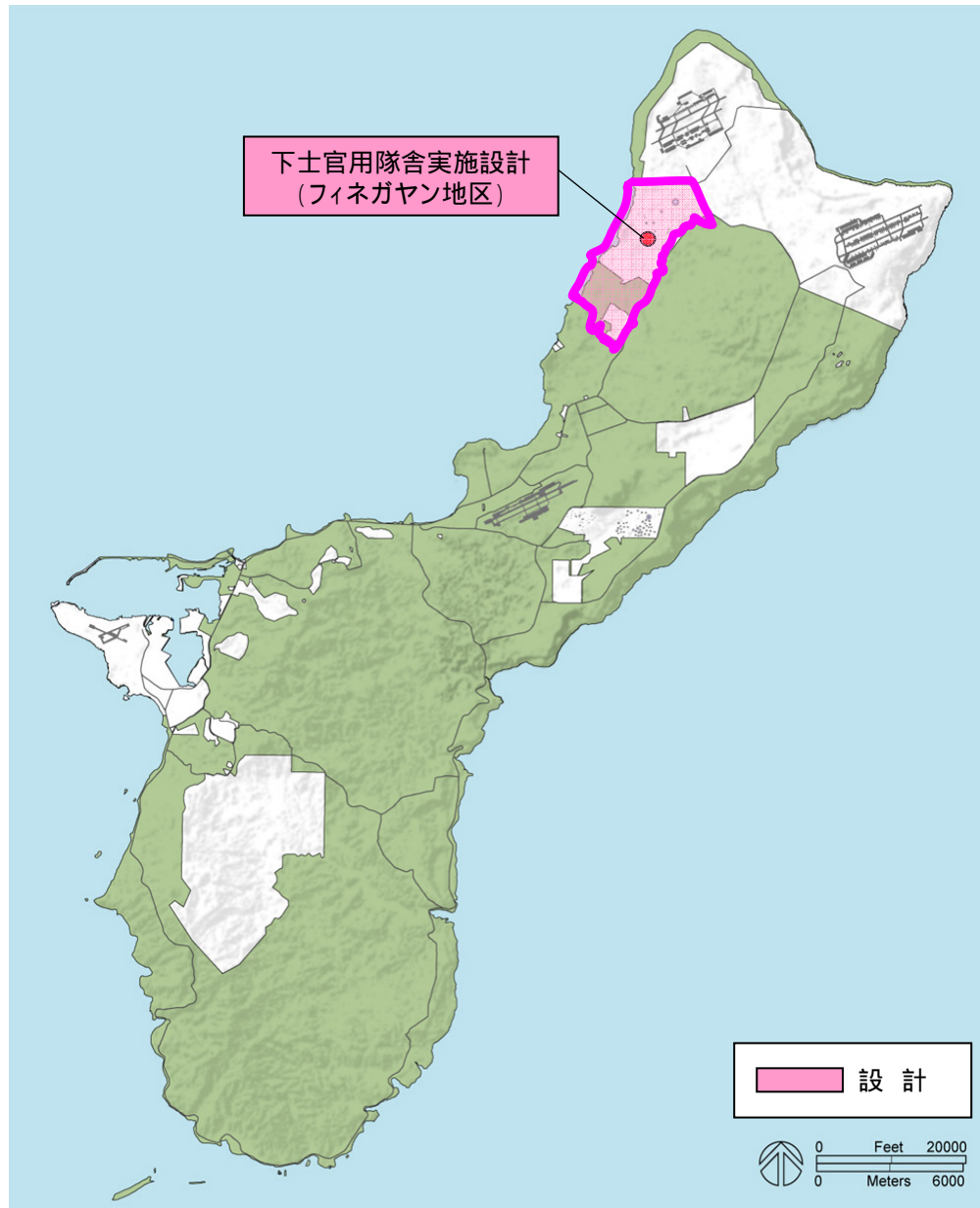
約 53億円

3. その他経費について

国際協力銀行(JBIC)への交付金、モニタリング経費及びグアム移転事業室等経費を計上。

計 約 14億円

平成24年度予算案における「真水」事業の内容

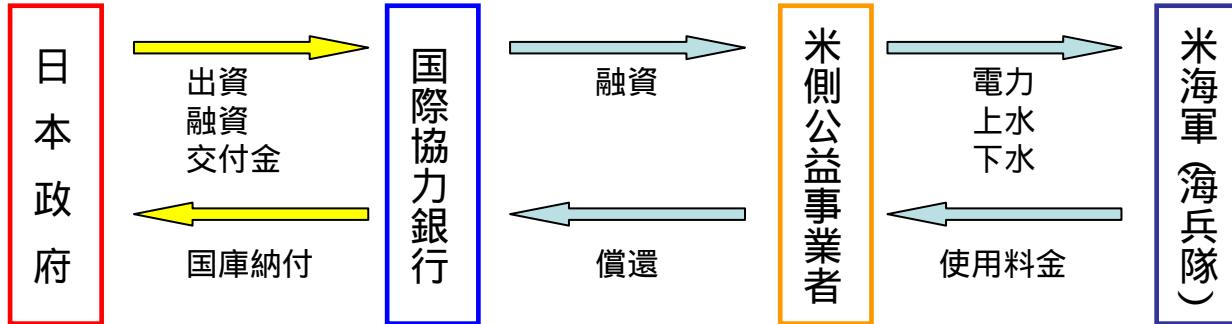


事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。

インフラ民活事業について

インフラ事業の仕組み

日本政府は国際協力銀行(JBIC)を通じて米側に融資。



(注) 融資条件について米側と協議中。今後、日本政府から国際協力銀行(JBIC)に対して拠出された資金を原資として融資が行われる予定。

インフラ事業の予算について

真水事業に加え、喫緊の課題となっているインフラ整備を優先的に実施するため、米側に対する融資の原資として、国際協力銀行(JBIC)への出資金を、平成23年度予算にて約370億円(約4.16億ドル)および平成24年度予算案にて約67億円(約0.83億ドル)を計上。

平成23年度予算

<工事費>

下水道整備(北部地区下水処理場、ハガツニャ下水処理場、下水収集システム) 約244億円

上水道整備(新規井戸群、水質浄化装置、送水管) 約126億円

平成24年度予算案

<工事費>

上水道整備(貯水槽) 約15億円

電力整備(北部及び南部地域115kV新設等) 約53億円

2010・2011米会計年度国防予算におけるMILCON事業の内容

2010米国会計年度 約3億ドル

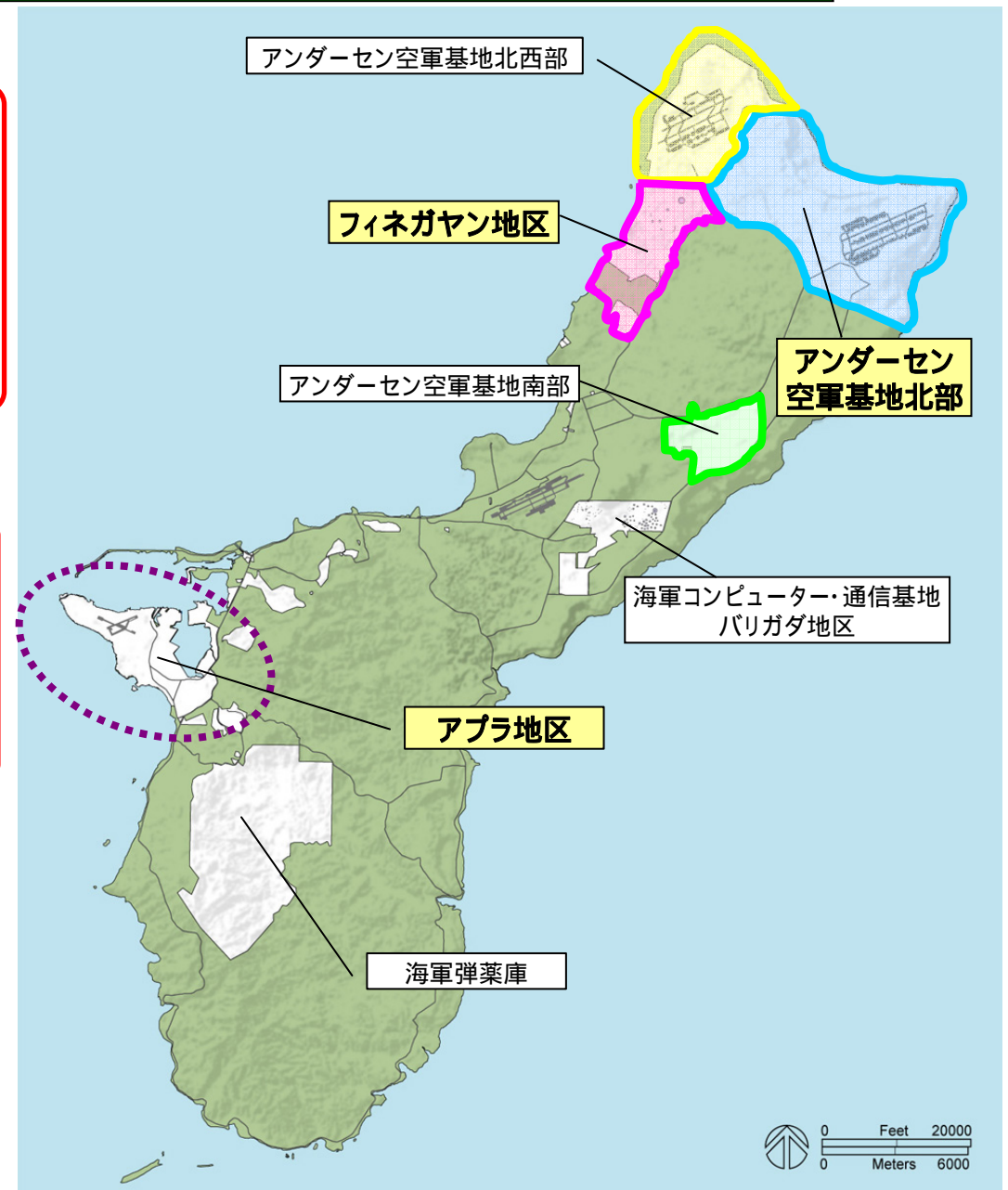
工事費	
アンダーセン空軍基地北部地区駐機場整備事業(第1段階)	約0.89億ドル
アンダーセン空軍基地北部ユーティリティ整備事業(第1段階)	約0.22億ドル
アブラ地区埠頭改修事業(第1段階)	約1.27億ドル
アクセス道路改修事業	約0.49億ドル
軍用作業犬施設の移転事業	約0.14億ドル

2011米国会計年度 約1.07億ドル

工事費	
アブラ地区埠頭改修事業(第2段階)	約0.40億ドル
アクセス道路改修事業	約0.67億ドル

上記工事費のほか、計画検討・設計経費として約0.25億ドルを計上

(注) 2012米会計年度については、政府原案として工事費約1.56億ドルを要求するも、議会において全額削減。なお、計画検討・設計費用として約0.25億ドルを別途計上。

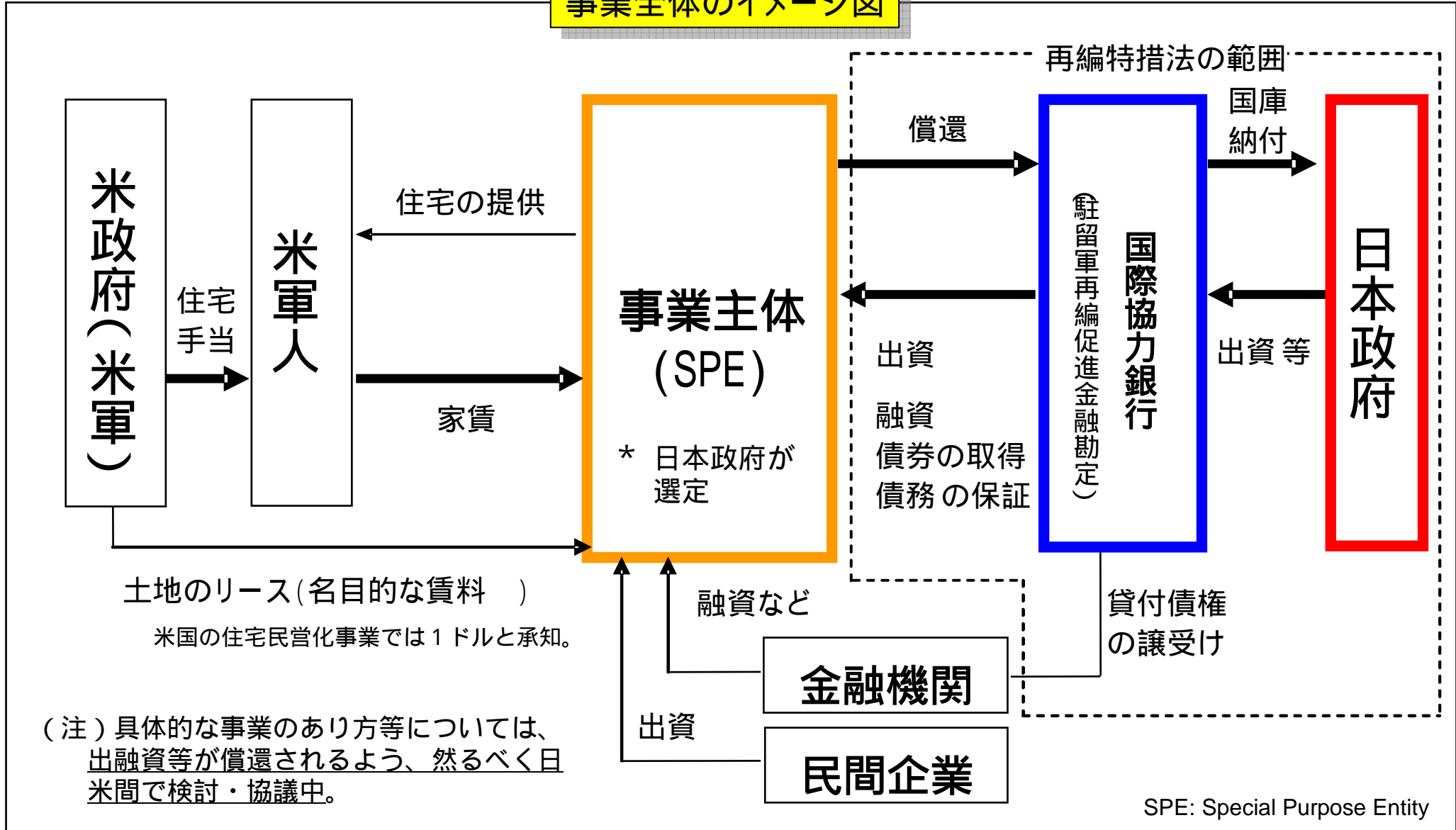


事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。計数は四捨五入により、符合しないことがある。

3. 家族住宅民活事業について

家族住宅民活事業 - 事業全体のイメージ -

事業全体のイメージ図



家族住宅民活事業の検討状況

事業者選定手続きにかかる検討状況

- 家族住宅民活事業における事業者選定手続きについては、日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業の事例などを参考としつつ、引き続き日米間で検討・協議中。
- 事業者選定については、事業を効率的に実施するとの観点から、競争的な手続きにより事業主体(SPE)が選定されることが基本との考えの下、検討を行っているところ。

一般的な日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業における事業者選定の流れ(イメージ)

募集要項等の公表

資格審査

提案審査への参加事業者(数者)の決定・公表

提案審査

最優秀提案者の決定・公表

独占交渉

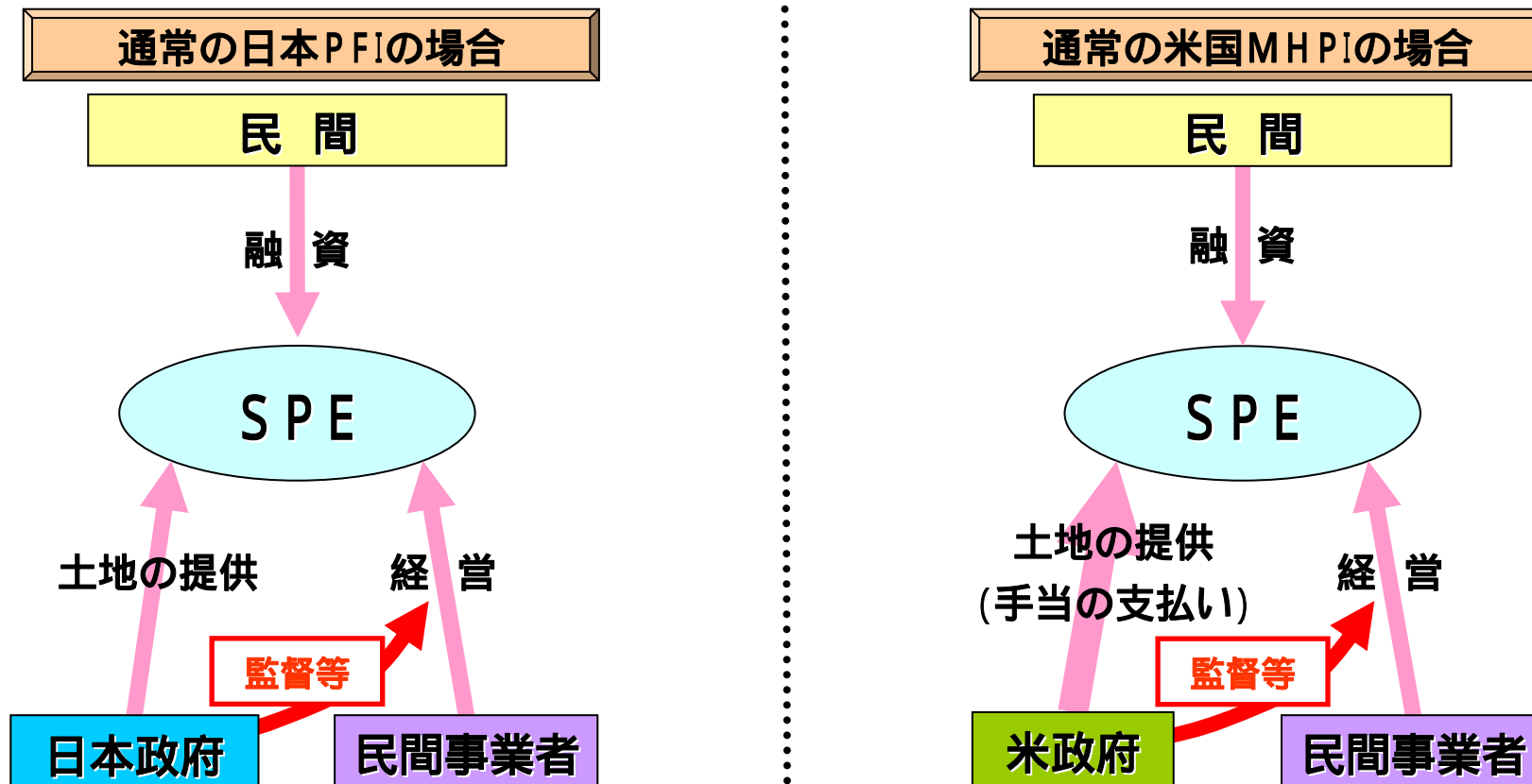
事業契約の締結

家族住宅民活事業の検討状況

日米両政府の関与にかかる検討状況

- 家族住宅民活事業における日米両政府の関与については、日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業などを踏まえつつ、引き続き日米間で検討・協議中。
- 日本のPFI、米国のMHPIの事例では、政府がSPEの経営について監督等を行っている。これを踏まえ、今般のグアム事業において、出融資等を行う日本政府 / JBICと、SPEの提供するサービスの質について責任を有する米政府のSPEの経営に対する関与のあり方について検討を行っているところ。

MHPI: Military Housing Privatization Initiative



家族住宅民活事業の検討状況

家族住宅の要求水準にかかる検討状況

- 本事業で整備される家族住宅の具体的な要求水準については、引き続き日米間で検討・協議中。
- 家族住宅の具体的な要求水準については、日米間の生活形態、生活習慣の違いや安心して任務に専念するのに必要な生活環境などを鑑み、統一的な米国の基準であるUFC基準 (Unified Facilities Criteria: 米軍における統一施設基準) なども踏まえつつ検討を行っているところ。

4. グアムにおける環境影響評価 (EIS) 手続について

米側によるEIS(環境影響評価書)手続の概要

米環境影響評価法 (National Environment Policy Act of 1969)

米環境影響評価法とは、米連邦政府に対し、政府として米国領土及び領海内において、事業を実施した場合に、環境に如何なる影響を与えるか検討することを義務づける法律。

本法(National Environmental Policy Act)に基づく環境影響評価においては、各種の意思決定に先んじて環境への影響を考慮するものであり、連邦政府として予定する方策以外の代替手段を併せ検討し、これらに関する環境影響評価に係る文書を策定することが求められる。また、本評価プロセスにおいて市民(public)の参画が義務づけられている。

米連邦政府の意思決定においては、本法に基づく環境影響評価は、事業開始前に完了されねばならない。また、予定されている連邦政府の事業が与える環境及び社会経済的影響に係る包括的な見解を提示するものでなければならない。

グアム全島の軍事開発事業についても、本法に基づき、事業の実施主体である米海軍省が実施。米軍のグアム移転をはじめとする本開発事業に伴う環境への影響を分析。

グアム軍事計画に係る環境影響評価決定書の概要

環境影響評価決定書(ROD: Record of Decision) (2010年9月21日公表)の概要

環境影響評価決定書(ROD)においては、環境影響評価書最終案(FEIS)で示された分析を基に、米国防省が採用する環境対策を決定するとともに、その結果生じる影響を分析。RODは、米環境影響評価法に係る一連の手続きの最終段階のもので、約200頁の文書。

海兵隊の移転に伴い実施する事業及びその実施方法に係る決定を記述。

< 事業に係る決定 >

グアムにおける施設等の整備()、テナアンにおける訓練レンジの整備について決定。

(実弾射撃訓練レンジについては決定を延期)

アプラ港の原子力空母接岸地点、ミサイル防衛部隊のグアムへの配備について検討の継続を決定。

インフラのうち日本による7.4億ドルの資金手当てについて協議中の事業として、以下を記載。

電力: 発電所の改修、送電網の建設 1.6～1.7億ドル

上水: 新規井戸の掘削、処理・配給システムの整備 1.6～1.65億ドル

下水: 北部下水1次処理施設の改修及び機能拡大 0.6～0.65億ドル

北部下水処理施設の2次処理の機能拡大 1.3～1.35億ドル

ハガッニャ(中部)下水処理施設の改修・2次処理の機能拡大 1.45～1.5億ドル

北部・中部の下水回収網の改修及び機能拡大 0.8～0.85億ドル

< 実施方法に係る決定 >

FEISで提案されていた2つの環境影響緩和策(「移転ペースの縮小」と「工事の施工調整」)を可能な範囲で実施することを決定。

(参考) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(特例業務)(1)

1. 株式会社日本政策金融公庫の特例業務

株式会社日本政策金融公庫の業務の特例として駐留軍再編促進金融業務(以下「特例業務」という。)を追加し(第16条)、当該業務に係る経理は、他の業務に係る経理と区分するため、特別の勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設けて整理することとしている(第18条)。

この特例業務の対象となる事業(駐留軍移転促進事業)は、民活事業で実施する海兵隊員の家族住宅とインフラの整備及び維持管理を想定している(政令で規定)。

民活事業である以上、事業資金は株式会社日本政策金融公庫だけでなく広く民間から募集することが重要であり、民間が積極的に参入できる環境整備が必要である。このため、株式会社日本政策金融公庫は、特例業務として、

- 駐留軍移転促進事業に係る資金の貸付けや出資のほか、
- 当該資金に係る金融機関の貸付債権の譲受け、
- 当該資金に係る債務の保証、
- 当該資金を調達するために発行された債券の取得、
- 当該債券に係る債務の保証

といった幅広い業務を行うことが可能となっており、制度的な柔軟性を確保している。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(特例業務)(2)

本特措法は、株式会社日本政策金融公庫法を改正するものではなく業務の特例を定めるものであり、特例業務が行われる場合においても、一部は字句を読み替えて(第22条第1項)、一部は当然に、株式会社日本政策金融公庫法が適用されることになる。

なお、株式会社日本政策金融公庫は、政府系金融機関の再編に伴い、平成20年10月に国際協力銀行等を統合する形で発足したものである。これにより、これまで国際協力銀行で扱うことが規定されていた特例業務も同公庫に引き継がれたが、引き続き「国際協力銀行」という名称を用いて特例業務を行うことができることとされている(株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第54条)。

2. 政府の財政上の措置の特例

海兵隊のグアムへの移転事業はそもそも国が主体的に行う事業であること等に鑑み、株式会社日本政策金融公庫による特例業務の実施に万全を期するため、政府による資金の貸付け(第21条)といった政府による財政上の措置の特例も併せて定められている。

3. 法律の期限

米軍再編特措法は、平成29年3月31日(おおむね10年間)を期限とする時限立法であるが、株式会社日本政策金融公庫の業務に関する特例については、在沖海兵隊のグアムへの移転完了後においても、同業務は引き続き行われるものであるため、平成29年3月31日後においても、当分の間、なお効力を有するものとしている。